

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <b>1</b> 貧困をなくそう<br><b>Goal 1</b><br>貧困をなくそう                 | <b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに<br><b>Goal 7</b><br>エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに | <b>13</b> 気候変動に具体的な対策を<br><b>Goal 13</b><br>気候変動に具体的な<br>対策を            |
| <b>2</b> 飢餓をゼロに<br><b>Goal 2</b><br>飢餓をゼロに                   | <b>8</b> 働きがいも経済成長も<br><b>Goal 8</b><br>働きがいも経済成長も                     | <b>14</b> 海の豊かさを守ろう<br><b>Goal 14</b><br>海の豊かさを守ろう                      |
| <b>3</b> すべての人に健康と福祉を<br><b>Goal 3</b><br>すべての人に健康と福祉を       | <b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう<br><b>Goal 9</b><br>産業と技術革新の<br>基盤をつくろう       | <b>15</b> 陸の豊かさを守ろう<br><b>Goal 15</b><br>陸の豊かさを守ろう                      |
| <b>4</b> 質の高い教育をみんなに<br><b>Goal 4</b><br>質の高い教育をみんなに         | <b>10</b> 人や国の不平等をなくそう<br><b>Goal 10</b><br>人や国の不平等を<br>なくそう           | <b>16</b> 平和と公正をすべての人に<br><b>Goal 16</b><br>平和と公正を<br>すべての人に            |
| <b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう<br><b>Goal 5</b><br>ジェンダー平等を<br>実現しよう | <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを<br><b>Goal 11</b><br>住み続けられる<br>まちづくりを         | <b>17</b> パートナースhipで目標を達成しよう<br><b>Goal 17</b><br>パートナーシップで<br>目標を達成しよう |
| <b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に<br><b>Goal 6</b><br>安全な水とトイレを<br>世界中に | <b>12</b> つくる責任 つかう責任<br><b>Goal 12</b><br>つくる責任 つかう責任                 |   |

## SDGs (Sustainable Development Goals) について

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。本計画では、前期基本計画における各施策とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち紐づくSDGsの目標を掲載しています。



つなごう！大井未来計画 ~大井町第6次総合計画~ 概要版

**大井町**

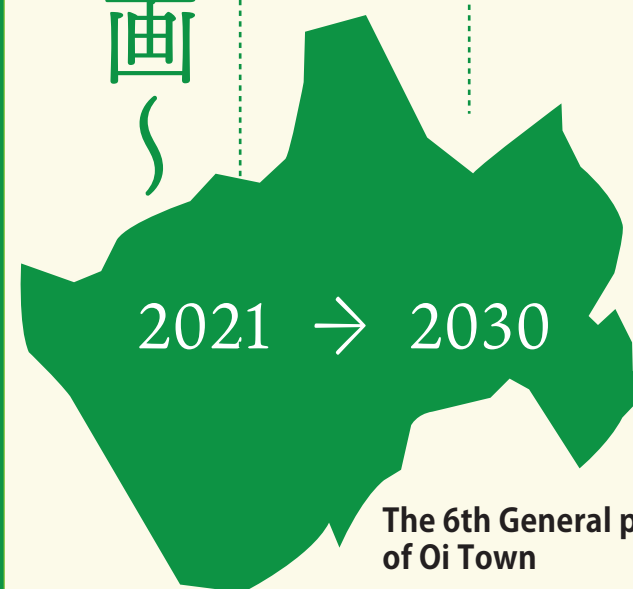
〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995

☎0465-83-1311 (代表)



概要版

# つなごう！ 大井未来計画 大井町第6次総合計画



2021 → 2030

The 6th General plan  
of Oi Town

大井町



まちづくりの目標

# 『みんなでつなぐ 大井の未来』

これまで、5期にわたる総合計画のもと、まちづくりを進めてきました。  
これまで培ってきたまちづくりを継承しつつ、次代を見据えた“大井町”をめざします。

## ごあいさつ

大井町を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化し、人口減少・少子高齢化の進行、更新時期を迎える公共施設や多様化するニーズへの対応、さらには、地球温暖化に起因する気候変動がもたらす環境変化、自然災害の頻発化・激甚化や新型コロナウイルス感染症への対応などが大きな課題となっています。

しかしながら、このような状況下においても、持続可能な地域社会を実現し、未来へとつなぐため、大井町第6次総合計画「つなごう！大井未来計画」を策定いたしました。

これまで培ってきたまちづくりを継承しつつ、町の特性や地域資源を活かして、さらなるまちづくりを推進してまいります。

私は、まちづくりの理想の姿はオーケストラのようだと感じています。多くの個性あるプレイヤーが自律と調和の精神を大切に、それぞれの役割を果たして、心地よい大井町サウンドを皆様と共に奏でながら、基本構想に掲げるまちづくりの目標「みんなでつなぐ 大井の未来」の実現に向けて全力を注いでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

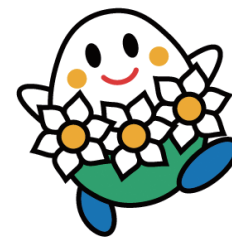
結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、「大井町まちづくり会議」にご参画いただきました皆様や「大井町総合計画審議会」委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

なお、この冊子は、第6次総合計画「つなごう！大井未来計画前期基本計画」について皆様と共有するためにまとめたものですので、お手元に置いてご活用いただくと幸いです。



大井町長 小田 眞一

## 総合計画って？



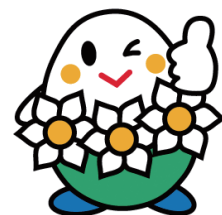
大井町イメージキャラクター すいっぴー

町のこれからのあるべき姿とそれを実現するための考えや方向を示し、総合的・計画的にまちづくりを進めるためのものだよ。

例えば、教育、子育て、環境…などなど、まちづくりに必要な取り組みが分野ごとに書かれているんだ。

また、総合計画は行政、町民、議会が一体となってまちづくりに取り組むためのみんなの計画でもあるんだよ！

## 総合計画はどんな構成？



まちづくりの目標（将来像）や目標達成に向けて取り組むまちづくりの方針を示す「基本構想」、まちづくりの方針に基づき実施する施策を体系的に示した「基本計画」と、基本計画に沿って具体的に展開する事業を示す「実施計画」の三層で構成しているよ。

## 大井町第6次総合計画

### 基本構想（計画期間：10年）

まちづくりの目標「みんなでつなぐ 大井の未来」

### まちづくりの方針

- |                               |          |      |    |
|-------------------------------|----------|------|----|
| (1) 地域がつながり地域で育むまち            | 協働       | 教育   | 文化 |
| (2) みんなが笑顔になれるまち              | 子育て      | 健康   | 福祉 |
| (3) みんなで取り組む安全・安心のまち          | 安全・安心    |      |    |
| (4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち | 社会基盤     | 環境   |    |
| (5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち   | 農業・商業・工業 | 観光   |    |
| (6) 計画を実現できるまち                | 行財政運営    | 広域行政 |    |

6つの柱（13分野）

### 基本計画（計画期間：5年ごとに見直し）

まちづくりの方針に基づき実施する施策

前期基本計画：41施策

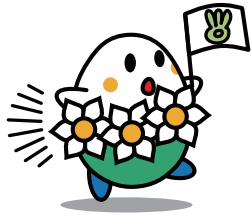
前期基本計画の41施策のうち特に重点的に取り組む施策（大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

大井町戦略事業：4事業

### 実施計画（計画期間：3年ごとに見直し）

基本計画における施策ごと（前期基本計画：41施策）の具体的な事業

## 基本構想ってどうやって決めたの？



基本構想は、まちづくりの目標（将来像）や目標達成に向けて今後10年間で取り組むまちづくりの方針が示されている計画の重要な部分なんだ。

だからこそ、これまでのまちづくりの課題やこれからのまちづくりについて、町民アンケートや町民参加のまちづくり会議で出た意見を踏まえて決めているんだよ。

## まちづくりの課題

### ■人口の減少傾向と少子高齢化

大井町の人口は、2020年1月1日現在、17,082人となっています。これまで人口は順調に伸び続けてきましたが、2010年以降は減少傾向に転じています。

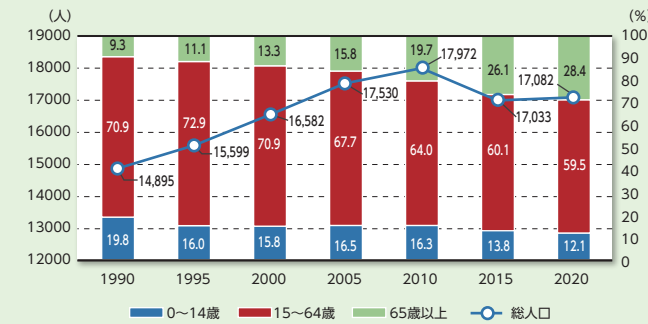
また、少子高齢化も進展しており、年齢構成では、年少人口（0～14歳）12.1%、生産年齢人口（15～64歳）59.5%、老年人口（65歳以上）28.4%であり、少子高齢化が進行しています。

### ■これまで進めてきたまちづくりへの課題

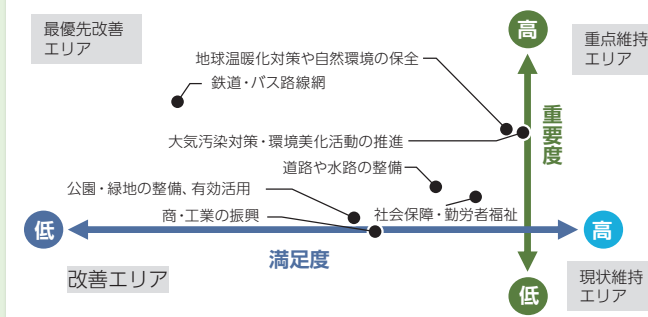
町民アンケート調査における施策に対する満足度と重要度の関係を分析し、横軸に満足度、縦軸に重要度を示すグラフで整理しました。満足度が低く、重要度が高い施策は最優先改善エリアに区分されます。

特に、「鉄道・バス路線網」に関連する施策の改善が必要です。

■大井町の人口の推移と年齢構成の推移



■満足度・重要度の関係（最優先改善エリア抜粋）



## まちづくりに必要な要素

### ■町民アンケート調査から

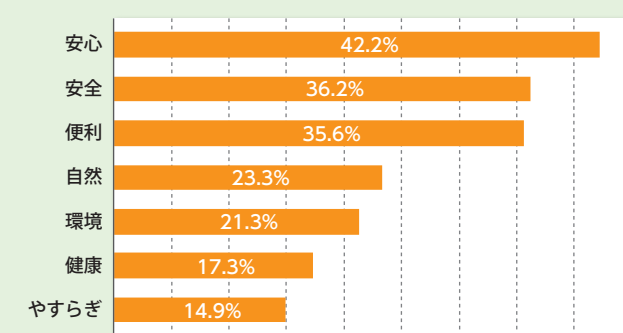
町民アンケート調査における、「これからの大井町のまちづくりにおいて、どのようなことを大切にしていきたいか（3つまで回答）」との問いに、「安心」「安全」「便利」「自然」「環境」「健康」「やすらぎ」を選ぶ方が多くいました。

### ■大井町まちづくり会議から

町民アンケートを補完し、より具体的に意見を聴くために開催したワークショップ形式の「大井町まちづくり会議」（町民と職員（4回）及び中学校生徒（1回））において、今後におけるまちづくりに必要な要素として、町民アンケートと同じく「安心、安全」「交通」「便利」といった意見に加え、「自然・環境（バランスのとれた整備）」、「地域の人同士の交流の活発化（活気のある町、世代間交流、地域づくり、やすらぎ）」、「子ども、高齢者（教育、子育て環境、健康）」、「協働（情報・課題の共有）」や「地域特性（農業、体験）」といった意見が多くありました。

また、世代間交流、コミュニケーション、あいさつなど地域や人との「つながる・つながり」に集約される要素も多く出ていました。

■大井町のまちづくりに大切にしてほしいこと（上位抜粋）



以上の内容などを踏まえて、まちづくりの方向性となりました。

## まちづくりの方向性

### 安全・安心・便利な暮らしへの対応

⇒地震や風水害などの災害に備えるとともに、交通の利便性の向上など暮らしに必要な基盤の整備を町の豊かな自然環境に配慮しながら進めるまちづくり

### 世代間交流や地域コミュニティの活性化

⇒地域づくり、人づくりを推進し、世代間交流による地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題を「自分事」として考え、連携・協力しあう協働のまちづくり

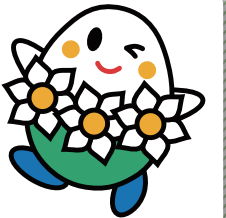
### 活力あるまちづくりに向けた取り組みの充実

⇒本町の自然、歴史・文化や地域特性を活かした取り組み、子育て環境の整備・充実や子どもから高齢者まで全ての町民が健康で元気に笑顔で暮らすことのできるまちづくり

## 基本構想



# 『みんなでつなぐ大井の未来』



これまで、5期にわたる総合計画のもと、まちづくりを進めてきました。これまで培ってきたまちづくりを継承しつつ、次代を見据えた「大井町」をめざします。

施策の展開にあたっては、町の魅力である「自然」とバランスのとれた「便利」で住みやすいまちづくりを基本として、地震や風水害などの災害への備えを中心とした「安全」・「安心」の施策、子育てを支援する施策及び町民の健康の確保に関する施策などを充実させたまちづくりを推進していきます。

しかしながら、この先、人口減少や少子高齢化がさらに進み、地域活動の担い手不足や安定した財源の確保が見通せないことにより、行政だけでは多様化する地域課題に対応することが難しくなると予測されます。

こうした課題に対応するため、安定的な行財政運営を確保していくとともに、まちづくりを「自分事」として考え、町民・議会・行政それぞれの立場から知恵と力を出し合い、コミュニケーションを深めながら地域全体の「つながり」によって持続可能で活力あるまちづくりを推進していきます。

## まちづくりの方針

- |                               |          |      |    |
|-------------------------------|----------|------|----|
| (1) 地域がつながり地域で育むまち            | 協働       | 教育   | 文化 |
| (2) みんなが笑顔になれるまち              | 子育て      | 健康   | 福祉 |
| (3) みんなで取り組む安全・安心のまち          | 安全・安心    |      |    |
| (4) 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスのとれたまち | 社会基盤     | 環境   |    |
| (5) 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち   | 農業・商業・工業 | 観光   |    |
| (6) 計画を実現できるまち                | 行財政運営    | 広域行政 |    |

まちづくりの目標の達成にむけて、まちづくりの方針で6つの柱（13分野）を設定し、計画的なまちづくりを推進します。

→ このまちづくりの方針を受けて取り組む施策を基本計画でまとめています。

基本構想

まちづくりの目標「みんなでつなぐ 大井の未来」  
まちづくりの方針6つの柱（13分野）

基本計画（計画期間：5年ごとに見直し）

まちづくりの方針に基づき  
実施する施策

前期基本計画：41施策

前期基本計画の41施策のうち特に重点的に取り組む施策  
（大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

大井町戦略事業：4事業

基本計画って？



基本計画は、まちづくりの目標の達成のために設定したまちづくりの方針の6つの柱（13分野）に基づき実施する施策を体系的に示したものだ。

計画は、5年ごと（前期5年、後期5年）に見直すこととしていて、この前期基本計画では、「41施策」と大井町戦略事業の「4事業」で構成しているんだ。

また、基本計画では、施策に関連するSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goalsの略称）の目標を掲げているよ。

大井町戦略事業って？



戦略事業は、国や地方自治体が一体的に取り組んでいる地方創生（将来にわたって「活力ある地域社会」の実現）における大井町の取り組みのことだよ。

今後進行が見込まれる人口減少、さらには少子高齢化社会においても、地域の特性を活かした特色あるまちづくりを進めるため、前期基本計画の5年間に特に重点的に取り組む施策を基本計画からピックアップしているんだ。

SDGsって？



2016年から2030年までの国際社会共通目標としてSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goalsの略称）があり、日本でも取り組んでいるんだ。

持続可能な経済、社会、環境の向上かつ平等、対等な社会の構築などSDGsの達成には、みんなが意識して日ごろから取り組むことが必要なんだ。そのため総合計画では、施策に関連するSDGsの目標を掲げているんだ。



(1) 協働プロジェクトの推進

情報の共有

まちづくりへの町民参加

人づくりの推進

人口減少・少子高齢化社会においても、地域コミュニティを維持し、活力が溢れる魅力的な「大井町」をめざします。行政情報やイベント情報などの情報発信を積極的に行うとともに、町のイベント等における町民との連携、地域活動に対する支援、人材育成などを実施しながら、行政、事業者、地域が一体となって協働によるまちづくりに取り組みます。

事業目標

指標	現状値	目標値
まちづくり活動に関心がある割合*	57.0% (2019年)	70% (2024年)

※「大井町まちづくりアンケート調査」における「地域づくりやまちづくり活動に関心がありますか」の問いに「関心がある」及び「まあ関心がある」と回答する割合

(2) 持続可能な生活環境の整備

地域医療

地域防災対策

市街地の整備

道路・水路

地域公共交通

低炭素・循環型社会

情報化の推進

地震や風水害などの災害に備え、防災啓発、災害等へ備えた基盤整備を行うとともに、新型コロナウイルスなどの感染症を想定した「新しい生活様式」をふまえた安全・安心で住みよいまちづくりをめざします。また、再生可能エネルギー\*の活用や新たな地域公共交通のネットワークの形成を推進するとともに、大井中央土地区画整理事業により造成された土地の活用を促進し、地域活性化に向けた拠点形成に取り組みます。

事業目標

指標	現状値	目標値
人口の社会増減	111人 (2019年)	400人 (2021年～2025年累計)
大井町が住みよいと感じる割合*	60.7% (2019年)	70% (2024年)

※再生可能エネルギー 再生可能エネルギーとは、太陽光・風力・水力・地熱などの自然界に存する熱・バイオマス等のエネルギー源。非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものこと。

※「大井町まちづくりアンケート調査」における「大井町は、住みよいところですか」の問いに「住みよい」及び「まあ住みよい」と回答する割合

(3) 教育・子育て環境の充実

幼稚園教育

保育園運営

小・中学校教育

子育て支援

子育てしやすい環境を整備し、大井町の次世代を担う子どもたちを健やかに育てるように、妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに対してワンストップで支援を行うとともに、子どもを取り巻く環境の変化をふまえた教育・保育の整備・充実に取り組みます。

事業目標

指標	現状値	目標値
合計特殊出生率	1.16 (2017年)	1.33* (2025年)
【再掲】大井町が住みよいと感じる割合	60.7% (2019年)	70% (2024年)

※総合計画における目標人口達成のための目標値（大井町人口ビジョン引用）

(4) 地域特性を活かした産業の創出と魅力の発信

農業

商業・工業

観光

相和地域の里山や酒匂川周辺の田園風景など、本町の地域特性である豊かな自然環境や多様な農作物を活かした6次産業化\*や交流体験事業の推進により観光産業の創出を図り、町の魅力を広く発信するとともに本町への誘客及び関係人口の創出につなげます。また、新たな企業の誘致を促進し、雇用の創出につなげます。

事業目標

指標	現状値	目標値
観光入込客数	468,817人 (2019年)	470,000人 (2025年)

※6次産業化 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保をめざしている。

# 地域がつながり地域で育むまち



## (分野1) 協働

自治会などの地域活動を支援し、地域コミュニティの強化を図るとともに、人権の尊重や男女共同参画の推進に取り組みます。

また、町民との情報の共有を図り、町民・議会・行政がそれぞれの立場から知恵と力を出し合い、地域が一体となったまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 情報の共有

行政情報の提供方法や内容の充実を図るとともに町が保有する情報の透明性や公開性を高めます。また、町民の意見やニーズを受け止め、町政に活かし、本計画における各施策を推進します。

- 情報の発信
- 町民ニーズの把握
- 情報公開の推進

#### ② まちづくりへの町民参加

協働のまちづくりを推進するため、町民の自主的かつ自立的な取り組みをサポートするとともに、まちづくりに一人でも多くの町民が関わる環境づくりを推進します。

- 地域活動の促進

#### ③ 人づくりの推進

人づくりに積極的に取り組むため、家庭・学校・地域の連携体制づくりをめざすとともに、地域社会に貢献できる町民の育成を図ります。

- 世代間の交流と次代を担う人づくりの促進
- 人材の発掘と育成

#### ④ 自治活動

自治活動を支援するとともに、地域活動の拠点となる集会所の整備を支援します。

- 自治活動の支援
- 自治活動拠点の整備支援

#### ⑤ 平等な社会の形成

町民一人ひとりの人権が尊重される差別を許さない社会に向け、人権意識の啓発を推進し、男女共同参画社会の実現に向け、町民の意識啓発を図ります。

- 人権の尊重
- 男女共同参画社会の推進

## (分野2) 教育

幼稚園、保育園の保育体制・環境の充実を図るとともに、確かな学力を身に付け、生命や人権を尊重する豊かな心を育む教育を、家庭、学校や地域と連携して取り組み、次代を担う子どもをみんなで育むまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 幼稚園教育

幼稚園・家庭・地域の一層の連携を図るとともに、幼稚園と小学校の連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。

- 幼児教育の充実
- 幼稚園運営の推進

#### ② 保育園運営

保護者のニーズに対応した子育て支援を実施するとともに、より質の高い保育所運営を推進します。

- 保育体制・内容の充実

#### ③ 小・中学校教育

社会の変化に柔軟に対応しながら、学校教育の充実を図るとともに、教育環境の整備・充実を推進します。

- 教育活動の充実
- 情報教育の推進
- 支援教育の充実
- 教育環境の整備・充実
- 幼稚園、保育園、小中学校連携の充実
- 学校給食の提供と食育の推進

#### ④ 青少年の育成

学校・家庭・地域などとの連携を図りながら、社会の変化に対応できる資質と意欲をもち、広い視野をもった青少年の育成を推進します。

- 健全な青少年の育成

## (分野3) 文化

生涯学習や生涯スポーツの振興により、町民の生きがいづくりや健康づくり及び世代間交流を図るとともに、豊富な歴史資源や文化・伝統の継承を図り、地域の交流を通じて、本町に対する誇りや愛着がわくようなまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 学習機会の充実

町民が地域に親しみ、ともに学習できる場を提供するため、学習活動への支援や学習基盤の整備及び地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。

- 学習機会の提供
- 自主的な学習支援
- 地域に根ざした学習環境づくり

#### ② 生涯スポーツ

スポーツ拠点の整備や各種スポーツ大会の開催、指導者・団体の育成、推進体制の強化を通じて、町民の健康増進、地域交流の場の提供、競技者の競技力向上を推進します。

- 生涯スポーツ活動の充実
- スポーツ施設の充実

#### ③ 文化財の保護と活用

文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習などへの活用を推進します。

- 文化財の保護と活用

# みんなが笑顔になれるまち



## (分野1) 子育て

切れ目のない出産・子育ての支援(大井町版ネウボラ)などによる子育て環境の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 子育てへの支援

子育て世代包括支援センター(ネウボラ)\*等の運営を充実させ、妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに対し、ワンストップ拠点として総合的に支援します。また、児童虐待の早期発見や放課後児童クラブに待機児童が出ないように取り組みます。

- 子育てへの支援
- 母子保健事業の充実
- 子どもの医療、手当制度の実施
- 放課後児童健全育成の推進
- 虐待防止対策の充実

## (分野2) 健康

年齢を問わず町民が主体的に健康づくりをできるように取り組むとともに、生活習慣病予防や感染症予防などの健康の保持や増進に取り組み、町民みんなが健康・笑顔でいられるまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 健康づくり

誰もが生涯を通じて健康な生活を送れるように、健康づくりに関する啓発や健康教育などを行い、町民の行動変容につなげていきます。また、生活習慣病や感染症を予防するため、各種健(検)診や予防接種の受診率を上げるための取り組みを充実します。

- 健康づくりの推進
- 生活習慣病予防の強化

#### ② 地域医療

地域の医療機関と広域的な大規模病院との連携を強化し、診療体制の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、災害時などにおける医療救護体制の整備・充実を図ります。

- 医療体制の充実

\*子育て世代包括支援センター(ネウボラ) 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊娠から就園まで、妊産婦、乳幼児、子育て世帯等に対して支援を行う場所のこと。「ネウボラ」は、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味する。



# 柱5 地域の特性を活かした産業による交流が活発なまち



## (分野1) 農業・商業・工業

農業の担い手の確保、農地の集積や農業生産基盤の整備を推進し、遊休農地の解消を図るとともに農業体験の機会提供や6次産業化に取り組みます。

また、商工業をはじめとする地域産業の振興と企業誘致による雇用創出を図り、産業の活性化による活気があふれるまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 農業

農業生産基盤の担い手や地域の中心となる経営体などの育成・確保を行い、効率的な農業の推進を図ります。また、地域農業の活性化、6次産業化や商工業との連携を促進し、新たな事業の創出や販路拡大をめざします。

- 農業生産基盤の整備
- 農業の多様な担い手の育成・確保と農地利用の活性化
- 有害鳥獣による農作物被害の抑止
- 都市と農村交流による農業の活性化
- 6次産業化、商工業との連携による農業の活性化

#### ② 商業・工業

地域商工業へ支援を行うとともに、各種交流事業などのイベントの開催、特産品の販路拡大に向けたPR事業やふるさと納税制度による商工業の活性化を図ります。

- また、地域の雇用促進のため、企業誘致、新たな企業と地元企業などとの事業連携に取り組みます。
- 商業の活性化
  - 工業の活性化
  - ふるさと納税制度の活用
  - 企業誘致の推進
  - 企業連携の促進

## (分野2) 観光

農業・商業・工業が連携したイベントの開催や、近隣市町と連携した観光施策に取り組みます。

また、観光拠点の構築と本町の歴史や文化・伝統、自然環境を活かした観光戦略を推進することで、観光振興の恩恵が地域経済に寄与できる取り組みにつなげ、町内外の交流から活発なまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 観光

地域資源を活用した観光拠点や特産品づくりを実施し、各種イベントを開催するとともに近隣市町と連携した観光ネットワークを形成し、広域的な観光PRを推進します。また、交流体験事業の推進やインバウンド\*に対応するための受け入れ態勢の構築を図ります。

- 観光の拠点づくり
- 観光資源の開発とPR
- 広域的な観光事業の推進
- インバウンド対策の推進

\*インバウンド 領域の外から中へ入ってくる動きのことを指し、そこから転じて訪日外国人客や外国人の訪日旅行のこと。



# 柱6 計画を実現できるまち



## (分野1) 行財政運営

安定した行財政運営をするため、限られた経営資源を有効活用するとともに、本計画における施策展開を基本にPDCAサイクル\*による進捗管理及び進捗情報などの開示を行います。

また、本町のシティプロモーションを推進するとともに、デジタル化の進展に対応した行政サービスの提供を図るなど持続可能なまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 行政運営

本計画の施策におけるPDCAサイクルにより、社会情勢や町民意見に対応した柔軟かつ効率的な行政運営、分野横断的な行政運営を推進します。また、本町の魅力や認知度向上など魅力あるまちづくりを推進し、移住・定住を促進し地域の活力維持と持続可能なまちをめざします。

- 行政運営の適正化
- 移住・定住施策の推進

#### ② 財政運営

本町は、これまで計画的・安定的な財政運営に努めてきましたが、今後税収などの減少、扶助費の増加等、社会経済状況などの変化により安定した歳入額を確保していくことは、ますます難しい状況になると考えられます。

引き続き、経常的経費の削減や財源の確保などに努め、安定的な財政運営を行います。

- 計画的な財政運営
- 財源の確保

#### ③ 情報化の推進

最新セキュリティ対策の動向注視や意識向上を図り、高いセキュリティレベルの確保と情報資産の保護に努めるとともに、情報資産のオープンデータ\*化を活用した有用な民間サービスの創造と発展を促します。

また、窓口やコンビニエンスストアなどにおけるマイナンバーカードの利用拡大、申請サポートサービスにより、簡単にマイナンバーカードを取得できる体制を維持します。

あわせて、「新しい生活様式」の導入やデジタル化の進展に伴う社会の変化に対応した行政サービスの提供を検討します。

- 情報セキュリティの確保
- マイナンバー制度の活用
- デジタル化の進展に伴う行政サービスの向上

## (分野2) 広域行政

近隣市町と連携して広域的な行政課題や多様化する行政需要に対応し、住みよいまちづくりを進めます。



### 施策

#### ① 広域行政

多様化する行政需要に対応するため、一部事務組合\*の共同運営を継続的に進めるとともに、近隣市町との連携・調整を図り、効率的かつ効果的な広域行政体制の充実に努めます。

- 広域体制の充実

\*PDCAサイクル PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACTION (改善) の4つの視点をもとに進捗管理を行い、継続的な取り組みの改善を図る手法のこと。

\*オープンデータ 人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。すなわち、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータのこと。

\*一部事務組合 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。本町は、中井町・松田町と「足柄東部清掃組合」を設立し、ごみの適正処理に努めている。

# 大井町自治基本条例

## 前文

大井町は、足柄平野の温暖な気候にはぐくまれ、富士山の雄姿を望める恵まれた自然環境の中で発展を遂げてきました。私たちは、先人が積み重ねてきた歴史を学び、その功績に感謝し、引き継いだ自然環境を大切に守り、文化の香り高いまちを目指します。また、恵まれた自然環境や歴史・文化を継承し、将来にわたって安全・安心で住み心地のよいまちにしていけるためには、町民、議会及び町が、地域の課題は地域で解決することの重要性を認識した上で、それぞれの役割分担のもとに、主体的に活動する必要があります。私たちは、大井町民憲章にうたわれた自治の実現を目指し、町民、議会及び町の三者で協働してまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。

## 第1章 総則

**(目的)**  
第1条 この条例は、大井町（以下「本町」という。）における自治の基本方針を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則を定め、協働のまちづくりを推進して、町民主権の自治の実現を図ることを目的とします。  
**(条例の最高規範性)**  
第2条 この条例は、自治に関する基本的な方針を定めた最高規範であり、町民、議会及び町は、この条例を尊重するものとします。  
2 議会及び町は、他の条例、規則等の制定及び改廃、基本構想その他各種計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たり、この条例と整合を図らなければならない。  
**(用語の定義)**  
第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。  
(1) 住民 本町の区域内に居住し、住民登録をしている者をいいます。  
(2) 町民 次に掲げるものをいいます。  
ア 住民  
イ 本町の区域内に存する事務所又は事業所  
ウ 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者  
エ 本町の区域内に存する学校等に在学する者  
オ 自治会等、主として本町区域内で活動するまちづくりに資する各種団体  
(3) 議会 大井町議会のことをいいます。  
(4) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する執行機関をいいます。  
(5) まちづくり 町民、議会及び町が、自らが主体となって、町民憲章にうたわれた自治の実現に向けて行う行為の総称をいいます。  
(6) 参画 町民が自らの意思に基づいて、まちづくりの企画立案の段階から主体的に関わり、活動することをいいます。  
(7) 協働 まちづくりを進めるために、町民、議会及び町がそれぞれの立場を尊重し、連携・協力して取り組むことをいいます。

## 第2章 まちづくりの基本原則

**(参加の原則)**  
第4条 町民は、まちづくりに自主的に参加することを基本とします。  
**(協働の原則)**  
第5条 町民、議会及び町は、協働してまちづくりを行うよう努めるものとします。  
**(情報の取り扱いの原則)**  
第6条 町民、議会及び町は、まちづくりに関する情報を、原則として共有するものとします。  
2 町民、議会及び町は、まちづくりを進める上で必要不可欠な情報を、原則として公開するものとします。  
3 個人情報の取扱いは、適正に行わなければならない。

## 第3章 町民のまちづくりへの参画

**(町民の役割と責務)**  
第7条 町民は、自らの意思に基づいて、まちづくりに参画する権利があります。  
2 前項に規定する権利は、人種、信条、性別又は社会的身分の違いにかかわらず、平等でなければなりません。  
3 町民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、良識をもって、町民相互の意見を尊重しなければなりません。  
**(自治会)**  
第8条 自治会とは、まちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役割を担う組織をいい、住民は、原則として自治会に加入しなければならない。

## 第4章 議会の役割と責務

**(議会の役割と責務)**  
第9条 議会は、直接選挙により選出された議員によって構成される町政の議事機関であり、町民の意思が町政に反映されるよう努めなければならない。  
2 議会は、町政運営が適正に行われるよう、監視機能を果たすよう努めなければならない。  
3 議会は、議会活動について町民と情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。  
**(議員の役割と責務)**  
第10条 議員は、町民の信託に応え、前条に規定する事項を実現するよう、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

## 第5章 町の役割と責務

**(町の役割と責務)**  
第11条 町は、町民の行う自主的で主体的なまちづくりを尊重しなければならない。  
2 町は、町民の意向を尊重して、町民参加を基本とし、公正で誠実に町政運営を行わなければならない。  
**(町長の役割と責務)**  
第12条 町長は、町民の信託に応え、この条例を尊重して、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。  
2 町長は、町政運営の内容や今後の展望等について、町民に説明するよう努めなければならない。  
**(職員の役割と責務)**  
第13条 職員は、全体の奉仕者として公正で誠実に職務を遂行しなければならない。  
2 職員は、自ら町民としての自覚をもち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。  
**(行政運営の基本的な考え方)**  
第14条 町は、その将来像を示した総合的な計画を策定し、部門別計画と整合を図りつつ、行政運営を行うよう努めなければならない。  
**(財政運営)**  
第15条 町は、長期的な視点で、計画的な財政運営を図り、効率的で効果的な財政運営に努めなければならない。  
**(行政評価)**  
第16条 町は、効率的で効果的な町政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければならない。  
2 町は、原則として前項の結果を公表し、政策の立案及び実施並びに予算及び組織の編成等に反映するよう努めなければならない。  
**(他の自治体等との連携)**  
第17条 町は、広域的又は共通する課題の解決を図るため、他の自治体、神奈川県及び国と相互に連携し、協力するよう努めます。

## 第6章 住民投票

**(住民投票)**  
第18条 町長は、町政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができます。  
2 住民投票の請求及び発議その他住民投票について必要な事項は、別に定めます。

## 第7章 自然環境と調和したまちづくり

**(自然環境と調和したまちづくり)**  
第19条 町民、議会及び町は、本町の恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、自然環境に十分配慮したまちづくりを行うよう努めなければならない。  
2 町は、政策を立案及び実施するときは、自然環境に十分配慮した施策を講じるよう努めなければならない。

## 第8章 条例の見直し

**(条例の見直し)**  
第20条 議会及び町は、社会情勢等の変化に応じて、この条例の見直しの必要性を認めるときは、町民の意見を踏まえて見直しをすることとします。

**附則**  
この条例は、平成21年4月1日から施行します。